

令和 8 年度 全国健康保険協会山形支部主催
被扶養者の集団健診（まちかど健診）業務委託（募集要項）

1. 業務の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づき、40 歳以上 74 歳以下（当該年度に 75 歳に到達する者については、誕生日前日までの者。）の全国健康保険協会の被扶養者（以下「受診対象者」という。）に対し、全国健康保険協会山形支部（以下「山形支部」という。）が指定する期間において、会場型方式での特定健康診査の集団健診（以下「まちかど健診」という。）を行う。なお、その際、実施可能なオプション健診を同時に実施する。

また、覚書を締結した健診機関ごとに健診受診数目標値を設定し、まちかど健診の実施件数が目標を達成した機関に対し、目標値を上回った件数に応じて健診推進経費（インセンティブ）を支払う。

2. 実施期間

- ・令和 8 年 11 月
- ・令和 9 年 2 月

3. 委託業務内容

委託業務は別紙「令和 8 年度 全国健康保険協会山形支部主催被扶養者の集団健診（まちかど健診）業務委託 仕様書」に基づき実施すること。

なお、特定健康診査・特定保健指導の実施にあたっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）に基づき実施すること。

4. 応募要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間において、令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約（以下「個別契約」という。）を締結する予定であること。
- (2) 健診当日に特定保健指導（初回面談）を実施し、その後の継続支援を山形県内にある施設において円滑に行うことができること。
- (3) 健診受診の動機付けとなりうるオプション健診（骨粗鬆症検診または眼底検査またはその両方）を希望者に対し実施すること。
- (4) まちかど健診及び特定保健指導を実施するにあたり必要な設備、人員、備品等の確保ができること。

5. 健診日程及び会場選定

他の集団健診と競合しないよう、開催地域・開催時期については天童市（11 月開催）、天童

市（2月開催）、鶴岡市（2月開催）の中で選定すること。日程及び実施会場は実施機関にて決定することとするが、日程は開催地域・時期ごとに1～2日とし、1日50～100人程度の受診者が見込める会場を決定すること。公募の結果、複数の健診機関で同じ地域かつ同じ時期の実施を希望する場合には、別途協議する。

6. 提出書類、提出期限、提出先等

- (1) 提出書類：参加申込書（別紙1）
- (2) 提出期限：令和8年4月17日（金）まで
- (3) 提出先：全国健康保険協会山形支部 保健グループ

※ 開催の意思はあるが、会場の都合等で予約が行えず、日程等が確定していない場合は、見込みで開催日等を記入したうえで、上記の提出期限までに提出すること。

※ 勸奨通知（案内パンフレット）作成の関係上、令和8年11月の実施分については令和8年6月30日まで、令和9年2月の実施分については令和8年9月30日までに会場・日程等の詳細を確定し、山形支部に報告を行うこと。

7. 契約の締結

まちかど健診への参加決定機関との個別契約の締結をもって承認とする。

なお、健診推進経費（インセンティブ）の覚書を個別契約の附則として締結する。

8. 注意事項

- (1) 健診当日は、受付時間の配分や会場案内の配置等に十分留意し、感染症の拡大防止に努めること。
- (2) 本事業で実施する会場型集団健診については、「まちかど健診」の名称で開催、実施すること。
- (3) 会場の選定や会場担当者との事前打ち合わせ（日程調整等含む）、健診当日の運営、設営準備等については、実施機関で担当すること。
- (4) 健診当日、山形支部によるアンケートの実施や山形支部と連携した他関係団体とのイベント等を行う場合は、事前に両方で協議のうえ実施するものとする。
- (5) その他、山形支部が本件にかかる報告を求めた場合は、山形支部の指定する様式で報告すること。
- (6) 会場準備、特定健診等実施のための諸経費（会場予約をキャンセルした場合の費用を含む）・備品、予約受付準備等は実施機関の負担で用意するものとする。また、実施の結果、申込状況不良による採算割れ、実施会場での何らかの事故、トラブル等はすべて実施機関の責任において対応すること。